宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

農地等の利用の最適化に関する意見

~農業を若者があこがれる魅力ある産業に!~

宮城県農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人宮城県農業会議 会 長 中 村 功

農 地 等 の 利 用 の 最 適 化 に 関 す る 意 見 ~農業を若者があこがれる魅力ある産業に!~

本県農業は、米依存体質が一向に改善されず、このことは農業算出額が昭和60年の3、500億円をピークに、最近では1,600億円と半減している状況に顕著に表れています。本県農業を競争力あるものにするためには、担い手の確保・育成や農地の有効利用等、水田農業の構造改革が急務となっています。

また、国においては、平成26年に、「農林水産業・地域の活力プラン」を策定し、産業政策と地域政策を車の両輪として、農業・農村の所得を今後10年間で倍増をさせることを目指し、農地中間管理機構を通じた農地の集約化による生産コスト削減や経営所得安定対策と米の生産調整の見直しなどに取り組んでいます。

さらに、東日本大震災から5年が経過し、農地や農業施設は相当部分が復旧しているが、 災害公営住宅の建設や街づくりなどの面では、被災者目線で見ると復旧・復興が実感でき ないのが現状であります。

こうした中、農業委員会組織は、今回の農業委員会法の改正を踏まえ、「農地等の利用の最適化」(遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進)を図りながら農業・農村の所得向上を目指し、大きな役割と責任を担うことになりました。

今後とも、その役割の重要性を再認識し、「農業者から見え、地域・集落から評価される農業委員会活動」を着実に実践していくとともに、改めて農業の構造改革の一翼をしっかり担っていく決意を強くしているところであります。

また、一般社団法人宮城県農業会議は農業委員会ネットワーク機構として市町村農業委員会と一体となって、本年度より「新・農地を活かし、担い手を応援する運動」に取り組んでおります。

このたび、「農地等の利用の最適化に関する意見」を県内の農業委員・農地利用最適化推進委員や認定農業者、農業法人等の担い手の意見を踏まえ、「現場の声」として取りまとめ、8月17日開催の常設審議委員会・理事会において協議・組織決定をいたしました。つきましては、「農業委員会等に関する法律第53条」の規定に基づき、「農地等の利用の最適化に関する意見」を提出いたします。

I 遊休農地の解消

1 遊休農地の発生防止など

- 1) 農地は重要な経営資源であり、かつ、一度、荒廃すると現状回復が難しいことから「県民共通の財産」であるとの価値観を醸成し、農地の保全・確保と有効利用に関係機関・団体が総力をあげて取り組むこと。
- 2) 平成21年の農地法改正により「全ての農地」を対象とした遊休農地対策の法体系が整備された。

しかし、このことによって、遊休農地がすぐに解消される訳ではなく、農地の有 効利用を図る観点から農地中間管理事業の推進体制の強化を図り、担い手等に農地 を集積することを優先し、その対策を講じること。

3) 遊休農地は,担い手の高齢化などから増加傾向に歯止めがかからない状況にあるが,今後,荒廃程度区分に応じた多様な取り組み支援の強化を図ること。さらに,農業的利用が困難な地域では,交付金等を新設して植林転用(広葉樹植栽),緑地化等も含めた解消方策を講じること。

特に草地開発事業等で造成された採草地・放牧地の荒廃が進んでいるものについては、遊休農地の課税強化への対応もあり、有効利用のための方策や農業振興地域からの除外などの抜本的な対策のための支援を強化すること。

- 4) 遊休農地再生後の適正作物選定等の指導を強化するとともに、農産物の加工・販売・研究や地域の活性化、地域おこし等の活動で中核機能を果たす施設整備を支援すること。
- 5) 遊休農地等を利用した放牧が畜産振興・飼料自給率の向上や農村景観の維持など の様々な機能を持つことに着目し、放牧等モデル地区の設定や指導について支援 すること。
- 6) 遊休農地を農地としてだけではなく、治水・利水など「水資源確保」、鳥獣との「共生区」を設け被害減少を目指すなどの新たな取り組みへの支援を強化すること。
- 7) 遊休農地は、山間地域⇒中間地域⇒平場地域へと拡大する傾向にある。学校法人所有の放置された、里山が林地の様相を呈するものも多くなってきており、再生プロジェクト(例:里山に咲け花と人)を学・県民・関係機関協働で行うことへの支援措置を講じること。
- 8) 平成29年度から農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地に対する固定資産税の課税が、評価額が売買価格×0.55 (限界収益率)から結果的に1.8倍に強化されることから、適正な農地のあ

り方と一部農家が不利益を被ることがないように指導啓発を強化すること。

9) 都市農業振興基本法の成立に伴い市民農園が注目されてきており、農業や都市農地への理解を深めるため遊休農地の活用のための環境整備が急務である。

利用希望者の期待に応えられる市民農園の拡大へ農家やJAを後押しする一層の支援策を講じること。

10) 移住者を中心に「里山生活モデル事業」を創設し、支援を強化すること。

2 鳥獸被害対策

- 1) 鳥獣害防止措置法に基づく「鳥獣害防止計画」は32市町村で策定されているが、「鳥獣害対策実施隊」の設置(18市町村)は半数にとどまっており、設置促進のための支援を強化すること。
- 2) 野生鳥獣被害が中山間地域を中心に拡大傾向にあることから、県境を越えた広域的な対策や専用の解体・焼却施設を設置・機能の充実を図ること。
- 3) 野生鳥獣の駆除を担う猟友会会員については、減少・高齢化が進んでいることから、地方自治体職員等の資格取得のための支援を含め会員の育成等に努めること。また、有害鳥獣については、放射能汚染により廃棄処理を余儀なくされ処分益も見込めなく、また、狩猟税等の負担が大きいことから、この減免措置を講じること。有害鳥獣の被害が顕著になってきており、地方自治体等に狩猟免許取得者で構成する「有害鳥獣捕獲員」、「大型捕獲装置」設置のための支援を強化すること。
- 4) 鳥獣被害防止措置法の改正が議論されており、狩猟を成長産業化するためにも民宿や料理などのジビエ(野生鳥獣肉)の利用拡大のため支援を強化すること。

国の野生鳥獣肉の衛生管理に基づく設計で、と畜場法施行規則にも合致し、 捕獲した野生鳥獣を機動的に解体処理できる「ジビエ移動式解体処理車」導入 のための支援を強化すること。

Ⅱ 担い手への農地利用集積

1 農地利用集積

1) 優良農地の確保と有効利用

本県における担い手への農地利用集積は、農地中間管理事業の推進に関する法律 及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正す る等の法律に基づく集計では、平成27年4月で48.9%、耕地利用率は平成 26年で87.9%と低位にとどまっている。

また、農地集積と密接に関連する水田整備状況については平成28年3月で6 9%(うち大区画29%)となっている。

2 土地利用規制等

東日本大震災の被災地では、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等が仕組まれ、多くの優良農地が転用されてきている。国・県をあげて農地の確保を進めている中にあって、貴重な国民共通の資源である農地の改廃が進むことは、本県農業の根幹を揺るがすのではと危惧している。

農業振興や食料自給率の向上を図る上で、今後、優良農地の確保が求められている中にあって、秩序ある土地利用を図るため、「農業振興地域の整備に関する法律」と「改正農地法」等の趣旨を踏まえ、引き続き他法令との調整を図りつつ厳格な運用に努めること。

市町村の自治事務となっている農業振興地域の見直しについての指導,支援を強化すること。

今後とも、復興関連の宅地転用や太陽光発電の固定価格買取制度で稼動遅れ事業者に罰則が導入されることから、駆け込み的に大規模ソーラー発電などの農地転用申請が想定さる。美しい農業・農村を次世代に継承していくためにも、農業振興整備計画の厳格な運用を図るとともに、早期に農業関係の土地利用計画を見直し、本県として必要な農地総量を市町村からの積み上げ方式により県、市町村が共有できるものとすること。

なお,経営の多角化,農福医連携,地域密着型農業の展開のためのゾーニングや開発許可などについては厳格と柔軟な対応を行なうこと。

3 農業生産基盤整備等の推進

1) ほ場整備の推進

は場整備は、農作業の効率化を可能とするとともに、担い手の育成や農地の集団 化を促進するなど、本県農業の構造改革のためには、極めて有効かつ必要不可欠な 事業であり、農家の期待も依然として大きい。従って、施工コストの低減や自然生 態系の保全などの環境面、成果目標にも配慮しながら、大区画整備を中心に必要な 予算を確保して事業の推進を図ること。

また、中山間地域等の条件不利地においても、農家の負担をできるだけ軽く した、簡易なほ場整備など農地利用の最適化に向けた新たな支援策を構築する こと。

2) 用排水施設の機能維持

安全・良質な農産物を安定的に生産するためには、用水の安定供給と排水調整や 洪水防止等が必要である。このため、防災面にも配慮しながら基幹用排水施設の整 備と適切な保守・管理への支援策を講じること。

3) 生産施設整備の推進

生産施設の整備については、利用・受託組織の育成等、効率性の視点にたって 適正配置を推進すること。

また、JA等が所有する遊休農業用施設の有効利用・活用のための支援を強化すること。

4 農地の確保・有効利用

1) 農業の成長産業化を目指す目玉政策として、主に高齢農家などから規模の小さな農地を借受け面的なまとまりに集約し、公募した農業者や農地所有適格法人、企業に貸し出す農地中間管理事業が創設されたが、その実績は転貸面積で平成26年度450ha、平成27年度2、904haと低迷している。

要因として借り手需要が旺盛なのに対し、貸し手農家への周知不足などから、農地の供給が増えなかったことも一因である。

水田農業については、昭和一桁世代が全員80歳を超え、主力となる労働力も60歳代以上であり、若い担い手の確保が急を要する事態となってきており、現地において農業関係団体が一致団結して農地集積活動、啓発活動のための支援を強化すること。

2) 農地の貸借は、互いの当事者の信頼が欠かせないので、担い手へ農地集積を加速させるためには10年、20年先の地域農業の姿をどう描くべきなのか、農業者が認識を共有しておく必要があり、これらのための活動を強化すること。

農地中間管理事業の啓発のため低コスト大規模モデル農場(100ha~200ha)を7 圏域毎に設置し、啓発活動を強化すること。

- 3) 中山間地域の農地集積を支援するため、県農地中間管理機構に「中山間応援隊」を設置し、集落座談会等に派遣し、地域内の合意形成活動を支援すること。
- 4) 農地中間管理事業の借受希望者の公募で地域外の農業者・農業法人や民間企業が応募してきており、「農用地利用配分計画」の認可に当たっては地域秩序の維持について最大限の配慮をすること。
- 5) 不作付地や遊休化が懸念される農地を有効利用した飼料米や稲ホールクロップ サイレージ等の生産拡大を畜産サイドの需要も掘り起こしながら、自給飼料生産 の拡大を推進すること。

5 相続未登記農地対策

農地中間管理機構の事業については、低調に推移しているが、その一因として制度の認知度、支援施策だけでなく、全国的に問題となっているのが相続未登記農地の問題がある。時間が経てば経つほど権利関係が増加し複雑になるので、相続未登記農地解決のための支援を強化すること。

Ⅲ 担い手育成

「競争力ある農業/魅力ある農村」の構築のためには、農業のあらゆる分野でオピニオンリーダーとなる可能性を持つ人材の育成が喫緊の課題となっている。

今後の担い手育成については、自助努力と相互研鑽を基調としながらも、農業で生計維持可能な農業構造を実現できるように、経営の高度化・多角化支援や経営体育成のあり方を検討すること。

1 宮城版「セーフティネット」の導入

為替相場が円安傾向で推移し、生産コストが上昇しているにもかかわらず、農産物価格が長期低落傾向にある中にあって、国においては「経営所得安定対策」の充実を図るとともに、県においては、経営所得安定対策の不足部分を補う宮城版の「セーフティネット」の導入について検討すること。

2 認定農業者の育成

- 1) 「人・農地プラン」における担い手や「経営所得安定対策」の対象者である認 定農業者等への施策の集中化・重点化が進められてきており、このような情勢を 踏まえ、県は、これまで以上に担い手支援策を強化すること。
- 2) 市町村広域合併の進展や地方財政の悪化等から、これまで市町村毎に行われてきた認定農業者への支援が縮減化傾向にあるが、地域の認定農業者が相互研鑽を積み重ねることを基本に県及び市町村段階での認定農業者の組織活動に対する支援を強化すること。

3 集落営農の法人化、農業生産組織活動の活性化

1) 県内で活動する653集落営農組織(平成28年3月末)のうち、法人化まで進んでいるものは少なく、経営・運営面でも不安定な状況におかれている。このため、集落営農組織に対する研修・相談活動を強化して、経営管理能力の向上や所

得向上, 法人化の支援を強化すること。

- 2) 現状の法人化は、転作が主体で水稲は枝番方式による集落営農並存型が多く、これからの脱皮を誘導し、水田農業の体質強化を図るための支援を強化すること。
- 3) 今後,集落営農が進んだとしても,担い手委託型,オペレーター型で対応していくことは難しい地域もあり,多様性のある「みやぎ型集落営農の法人化のイメージ」を基本に集落営農の推進を図ること。また,この場合,JA組織の役割を明確に位置づけ,その上で関係機関・団体が連携し取り組めるよう体制整備を図ること。

みやぎ型集落営農の法人化のイメージ

- エリア 80ha~100ha
- 中核機能 認定農業者,農業法人,生產組織等(構成員:5~10名)
- 調整機能 市町村,農業委員会, JA, 土地改良区, 農地中間管理機構, 農地利用円滑化団体 等
- 補完機能 農作業互助システム(高齢者・兼業農家等)
- 収益向上 規模拡大,経営多角化(婦人労働力の活用等)
- 余剰労働力 新規部門 (園芸、農産加工等=既存施設の有効活用)
- 販売支援 JA, 食品企業等
- 4) 集落営農組織については、地域農業の振興を図る上で、大きな役割を担うが、 集落内の土地利用、農業機械の保有など合意形成活動が進んでいない状況にある。 市町村担い手育成総合支援協議会を中心に行政・農業団体等が一体となったリー ダー育成や集落合意形成活動を行える体制づくりを強化すること。
- 5) 県内には生産組織が多数存在するが、構成員の減少・高齢化や施設の老朽化などから活動は低調となっているものも見られる。農林水産省の平成26年度調査でも6割が「後継者となる人材の確保」が課題とあげている。

組織自体の健全性確保のため「生産組織経営調査」を実施するとともに、集落営農の組織化を進める中で、生産組織の再編を進めること。さらに、熟度の高い組織については、法人化等を積極的に推進すること。

6) 担い手不在集落が県内でも増加傾向にあり、これら集落の周辺地域の担い手 らが支援機構を設置し、営農を請け負う事業を創設すること。(機構の事務局 は市町村・関係団体OBらが努め、支援先で農地の利用調整を進め、効率的な 営農へ誘導する。機構としては農業資材の一括購入による仕入れ価格を抑制す る等、支援する担い手のメリット措置を講じること。)

4 農業法人の体質強化

- 1) 経営体に対して法人設立から発展まで全面支援するため、「産学官金」による 協議会を設置し研修や財務経理等専門家派遣による支援を強化すること。
- 2) 現在,本県においては500を超える農業法人が多様な経営展開を図っている。 うち,稲作を中心とする30%の農業法人は,経営の多角化や,財務・労務の体質 強化が急務の課題となっており、これら課題解決のための支援を強化すること。
- 3) 農業法人の経営管理・財務管理・労務管理能力,マーケティング能力の向上の ため、(財)みやぎ産業振興機構となお一層の連携を図ること。
- 4) 6次産業化、農商工連携や経営の多角化など、新たな経営展開を求める農業法人が多く輩出されてきており、販売チャンネルの多元化等のため、異業種との交流機会の確保を図ること。
- 5) 農業法人は、地域における雇用確保の場としても期待されているので、雇用支援や新規就農者研修の場として機能充実のための支援を強化すること。
- 6) 多くの農業法人等が取り組んでいる「農の雇用事業」の県内の採択件数は平成2 0年度~平成27年度で延べ578経営体,729名になっているが,研修につい ては法人内でけではおのずと限界がある。1年目の研修中止割合が22%と高いの で,普及組織によるフォーローアップ体制の充実強化を図り,就農定着率の向上を 促進すること。
- 7) 農業法人における優秀な人材確保のためには、就業条件面での整備が重要である。本県における農業法人の過半が売上1億円未満であり、また、雇用就農希望者からは社会保険(健康保険、厚生年金)未加入を理由に敬遠されがちである。このため、雇用の定着率向上のためにも収益の向上や社会保険の加入、就業規則整備など就業条件整備のための支援を強化すること。

5 女性の主体的参画への環境整備の促進

- 1) 政策・方針決定過程への女性参画のための普及・浸透活動を一層, きめ細かに 実施すること。特に農業委員等については, 男女共同参画基本計画で2020年 まで30%の推進目標が掲げられていることから, 女性農業委員数が確保される よう, 周辺環境の整備や関係方面への働きかけを強力に進めること。
- 2) 地域を元気にするためには、元気な女性への期待と役割が大きくなっており、 自己啓発、自己の長所や新しい可能性を発見して自己基盤をつくる方法を学ぶ 「女性コーディネーター養成講座」を開設して女性リーダーの育成を図ること。
- 3) 家族経営協定を推進してきているが、平成26年度で671件、平成27年度

684件と東北の中でも低位にとどまっている。経営内における役割分担の明確 化などの有力な手段であることから、個の確立と所得拡大の視点から引き続き締 結の促進を図るとともに、普及組織における支援を強化すること。

4) 地域農産物を活用したフードビジネス(農産加工,直売所などでの販売)を中心に女性起業は着実に増加してきたが,東日本大震災を契機に停滞している。(平成21年度:424件,平成25年度:391件,平成26年度:400件)

また,販売金額500万円未満が67%を占め大多数が零細経営であり,マーケティング戦略の構築,進出企業への「出前産直」など販路拡大や,さらなる高付加価値化などへの取り組み支援を強化すること。

- 5) 女性起業が, さらに一段階発展するためには, 女性起業が出発点とした「農家の自給的かつ持続的なくらしのビジネス化」という特徴と, 多種多様な地域課題に取り組むソーシャルビジネスの視点も踏まえた推進を図ること。
- 6) コンセプト・イン型農業の推進

プロダクトアウト型農業からマーケットイン型農業への転換を打ち出し、消費者・顧客重視のマーケッティングを展開してきたが、農の価値が解ると推測される消費者層は少なく、価値観も多様化してきているので、食と農の距離を縮めるためにも「供給者の論理」と「消費者の論理」の融合を進めた「コンセプト・イン型農業」への転換を図ること。

- 7) アグリビジネス経営体の育成
 - ① 本県の農業産出額が低迷する中で、農業については、地域経済を支える基幹的な産業であり、時代変化に即応した構造転換を図ることが必要である。年間売上金額1億円以上のアグリビジネス経営体(平成26年:101経営体、平成27年:100経営体)は、停滞傾向にあり、新作目の導入や新たに高い目標設定のもとで育成を図ること。

また、「6次産業化」等により売り上げ向上は期待できるが、その半面、投資が大きくなりリスクの増加が想定され、取引先情報の収集・発信の充実に努めるなどリスクヘッジシステムの構築を図ること。

- ② 農業法人や地域の中小企業については、必要なノウハウ、資金、人材等を確保することは容易ではなく、新商品等の開発・事業化の面で遅れがちであった。 農商工連携を推進しながら、地域の「強み」となりえる生産技術、農産物などの地域資源を活用した「地域発」の視点を重視した新たな市場開拓を推進支援すること。
- ③ 「農商工連携」「6次産業化」を推進するためには、農業者や製造・加工業者だけでなく、行政や住民などを巻き込んだ「地域一体の取組」を推進すると

ともに、関係者が情報を共有できるシステムづくりやリーダー育成を推進する ための支援を強化すること。

- ④ 農産物需要の的確な把握,技術情報の交換,担い手の育成など個別経営体での対応が難しい分野に対し、農業者同士や研修の受入れ農業法人と就農研修生などを対象とした「農農連携」によるネットワーク型農業経営体の育成を推進すること。
 - ※ 株式会社グローバル・ピックファーム (GPF) のような生産管理・経営 管理などについて高位安定した組織を想定している。

IV 新規参入の促進

1 民間企業の農業参入への基本的考え方と相談窓口の整備・強化

農地法改正により貸借規制、農地所有適格法人(旧農業生産法人)要件の緩和により、多様な経営体が農業へ参入してきている。これまでの参入事例を検証すると全国的には農業的ノウハウを持つ食品産業、流通関連業等、一部では経営として成立している事例もあるが、大半は参入後の実績は厳しい状況である。

特に土地利用型農業への株式会社の農業参入については、農地転用に対する懸念を 払拭するまでにはなっておらず、地域との融和、農業者の収益の向上等の多様な視 点から十分な検証や、将来性について総合的に判断して臨むこと。

さらに, 市町村農業委員会に設置した相談窓口を活用して, 情報の共有化を進める 支援を強化すること。

2 新規就農者の確保・育成と新規就農・支援体制の構築

平成24年度から全国で年間2万人の新規就農者確保を目指し、青年就農準備金が 措置され、国の政策支援の基本が「融資」から「所得補償」に大きく変わってきてい る。

新規就農者については、確保目標の130名を4年連続(平成24年度/172名、 平成25年度/179名、平成26年度/170名、平成27年度/173名)上 回っているが、雇用就農が過半であり定着率向上等の新たな課題が出てきている。

- 1) 地域農業の維持・継承という観点から新規就農者の位置づけをより明確にして、農地等の情報を収集提供する体制づくりを支援すること。
- 2) 新規就農・就業相談窓口では、経済・雇用情勢等を背景に農業法人への雇用相 談が増加する傾向にあり、地域農業の担い手の確保につながった事例もあることか

ら, (公社) みやぎ農業振興公社の「無料職業紹介所機能」の充実のための支援を 強化すること。

さらに、県が進める「移住・定住施策」との連携を図りながら推進すること。

- 3) 新規参入者の拡大を図るため、農家出身者のみならず「非農家子弟」向けカリキュラム(初級コース、中級コース、マスターコース=1年)を拡充し、基礎・実践を学べる環境を用意するため、「ニューファーマーズカレッジ(最長3年)」の充実強化を図ること。
- 4) 宮城県農業大学校のカリキュラムについては、「経営力」と「農業力」の向上を主にしながらも、社会教育の一面を担っていることから「社会力」、「人間力」の向上が図られるよう再編を行うこと。
- 5) 新規参入に関する相談窓口を整備するとともに、市町村、県地方振興事務所、 JA等の関係機関・団体が連携しつつ、参入後の技術・経営、暮らしをサポートできるフォローアップ体制構築のための支援を強化すること。
- 6) 地域によっては、園芸用ハウスや水稲育苗ハウスが遊休化している事例が多く見られようになってきており、農業関係機関・団体が行う、紹介事業やフォーローアップ活動への支援を強化すること。

V 関連項目

1 食と農の相互理解の推進

1) 都市・農村交流施設の整備推進

農業・農村への流入人口を増やすため、食農・環境教育の情報の受発信の基点となる「ふれあい農園」「農産加工体験工房」「都市農村交流館」「農産物直売所」「農家レストラン」などの都市・農村交流施設の整備を推進すること。

2) 「食と農の散策路事業」の創設

低価格、安全性度外視の風潮などの消費者心理が横行する中で、食・農と環境への理解を深めるためには、父兄や小学生低学年時までの取り組みが大きく影響するので、農場・農産加工施設での見学や体験を主とする「食と農の散策路事業」を創設し、食と農の理解の向上に努めること。

3) 「大学等フィールドワーク誘致事業」の創設

地方でも非農家子弟の増加に伴い、食・農と環境への距離感が広がってきており、 ひいては、食・農と環境への理解が低下してきている。

食・農と環境についての学習を大学等のゼミなどのフィールドワークを誘致する

「大学等フィールドワーク誘致事業」を創設し,市町村等実施主体への支援を強化すること。

2 中山間地域の活性化

- 1) 中山間地域活性化戦略会議とCSA農業
 - ① 中山間地域の農業は生産の面的拡大の困難性などから「小さな成功」を積み上げていく必要がある。このためには、「中山間地域活性化戦略会議」を設置するなど、関係機関等で情報の共有のもとに振興を図ること。
 - ② 農畜産物価格が低迷する中で、中山間農業ほど厳しい状況にあり、都市住民 や地元住民が地元農業を買い支えるCSA(地域支援型農業)を推進すること。
- 2) コミュニティ・ビジネスの振興

コミュニティ・ビジネス拡大への期待が大きい反面, コミュニティ・ビジネスが 抱える問題も多く, 人材確保, 事業対価, 行政依存からの脱却や自立・事業性への ステップアップのための支援を強化すること。

3) 中山間地域のJA出資法人の設立と支援

中山間地域は農地の維持・管理や雇用創出に貢献するするとともに、採算性の確保や周年農業を確立するために、JA出資法人への期待が大きい。そのため、農地の守り手や雇用の受け皿としての役割を果たし、地域農業の牽引役としての役割が期待されるJA出資法人の設立促進を図るとともに、経営が持続できる柔軟な支援を行うこと。

3 その他

- 1) 東日本震災復興対策
 - ① 津波浸水被害を受けた地域において大区画圃場整備が仕組まれているが、未相続農地が多く集積速度に影響することが想定され、関係機関等で行なう権利関係設定のための調整活動支援を強化すること。
 - ② 施設園芸を中心に企業参入が多く見られるが、雇用や技術水準面の課題から撤退するケースも増加することが想定されることから、総合的な支援を行なうこと。
 - ③ 放射性物質を含む「指定廃棄物問題」は、本年3月の市町村長会議で重大な局面を迎えた。この2年間は最終処分場で行き詰ったが知事が3候補地の返上をいったん預かる形で事実上「白紙」とし、当面は8,000ベクレル以下の処理を進める方向でシフトした。棚上げされた最終処分場をどうするかについては、引き続き周辺地域や県民の合意の下に実施されるよう最大限の配慮を行

なうこと。

なお,国の基準値を下回る43,000°については,早期の濃度測定の実施と汚染廃棄物の減容化実証,処理に向けての支援を強化すること。

2) TPP県内対策

TPPについては、国会承認や批准が参議院選挙後の通常総会に先送りされたが、県民の中には地域の崩壊や食の安全・安心を懸念する声が多く聞かれ、県内農林水産業への影響の再検証や本年秋にも取りまとめる見通しのTPP国内対策と並行して県の独自対策をしっかりと構築し、県民の不安払拭に努めること。

3) 農業指導体制の充実

① 農業改良助長法では「効率的かつ安定的な農業経営の育成」を明記しているが、三位一体改革に伴う交付金削減などにより、普及事業の体制が形骸化・脆弱化してきている。

このため、指導対象や活動の重点化、地域実態にあった人員確保と「農業者・ 関係団体と顔の見える」関係構築など、地域の期待に応える体制整備を図ること。

② 試験研究については、「産学官連携協定」の締結を推進するとともに、温暖化など異常気象に対応した技術確立や品種改良、農業資材価格の高騰に対応した低コスト生産技術や畜産における環境・担い手対策等、現場から要望の高い課題に重点的に取り組むこと。

特に、消費者・実需者の多様なニーズに応えるため、各都道府県毎に水稲新品種がデビューし、米の販売競争は激化しており、産地間競争に勝ち残れる多彩な水稲新品種を早期に育成すること。

- ③ 農協法の改正により、経済事業とりわけ営農指導業務が農協事業の中で重要となってきており、内外からの期待も大きい。JAの再編が議論される中、被災後の広域合併農協では現実的には営農指導員の確保状況は十分とはいえない面もあることから、適正な要員確保と「農業者と顔の見える」関係構築ができるような指導・支援策を講じること。
- 4) 農業委員会の新組織への移行の円滑化支援

農業委員会制度については、60年ぶりに、農業委員の公選制の廃止や業務の 重点化、農業委員会ネットワーク機構の指定等を内容とする「農業委員会等に関 する法律」の大改正が行われ、平成28年4月1日に施行された。

本県では、4月の村田町、加美町、川崎町に続き、平成30年7月まで五月雨的に新制度への移行が行われることになっており、農業委員会の新制度への移行が円滑に行われるよう指導・支援を強化すること。

5) 農業災害対策の強化

最近の地球温暖化の進展に伴い、国内・県内でも大規模水害、土砂崩れの発生など農業災害被害が拡大してきており、県土基盤の強靭化のため河川、農地・農業用施設整備などの各種対策を強力かつ迅速に進めること。